

○住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件

(令和三年十月二十日)

(国土交通省告示第千三百六十六号)

改正 令和四年 八月十六日国土交通省告示第八百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第七条の二第一項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を次のように定める。

住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「法」という。)第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者にあつては次の表一の上欄に掲げるもの(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成二十一年国土交通省告示第二百九号)第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとする事として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする者にあつては次の表一及び表三の上欄に掲げるもの(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の6(4)において適用する第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとする事として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一から表三までの上欄に掲げるもの)とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。

一

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別、寸法及び取付方法

各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
状況調査書（増築若しくは改築しようとする住宅について法第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項若しくは第七項の規定による認定の申請に係る住宅について法第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合）	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

二

図書の種類	明示すべき事項
配置図	空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	エネルギー消費性能向上設備の種別
各階平面図	各室の名称、用途及び寸法並びに設備の位置
用途別床面積表	用途別の床面積
二面以上の立面図	外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

三

図書の種類	明示すべき事項
工事履歴書	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容

第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合には、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要なものではないものとする。

第四 規則第七条の二第一項に規定する変更確認（以下この第四において「変更確認」という。）をしようとする場合にあっては、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、第一の表一から表三までの上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る同条第五項の確認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれらの写しとする。ただし、変更確認の求めを当該求めに係る住宅の法第六条の二第三項の規定による確認を行った登録住宅性能評価機関と同一の登録住宅性能評価機関にしようとする場合にあっては、当該確認書

若しくは当該住宅性能評価書又はこれらの写しは、変更確認のために必要なものではないものとする。

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和三年国土交通省令第六十七号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附 則（令和四年国土交通省告示第八百三十四号）

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。